

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則 (10・17掲示)	1
◎高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則	1

## 規 則

高知県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月17日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

### 高知県規則第44号

#### 高知県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則

高知県公文書開示審査会規則（平成2年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項に次のただし書を加える。

ただし、委員長又は委員が会議に出席することができない場合において、前条第6項の規定により委員長に代わって会長が、同条第7項の規定により委員に代わって会長の指名する委員が出席するときは、委員全員の出席があるものとみなす。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県規則第45号

#### 高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

高知県都市計画法施行細則（平成16年高知県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び高知県都市計画法施行条例（平成12年高知県条例第27号。以下「条例」という。）の施行について」を「を施行するため、法及び高知県都市計画法施行条例（平成12年高知県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。次条において「政令」とい

う。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）並びに条例に定めるもののほか、」に改める。

第2条中「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）」を「政令及び省令」に改め、同条第3号中「第6条第1項」を「第6条第1項又は第6条の2第1項」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「第4条第12号」を「第4条第12項」に改める。

第4条第4号中「第6条第1項」を「第6条第1項若しくは第6条の2第1項」に改める。

第6条及び第14条中「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改める。

第17条中「次のとおり」を「次に掲げるとおり」に改め、同条第1号中「第13条第1号に規定する開発行為 次に」を「第13条第1号アに掲げる開発行為 次に」に改め、同号ア中「第13条第1号」を「第13条第1号ア」に改め、同号イ中「第13条第1号」を「第13条第1号ア」に、「第7条第1号の」を「第7条第1号に掲げる」に改め、同号エ中「第7条第1号又は第3号の」を「第7条第1号又は第3号に掲げる」に改め、同号オ中「第13条第1号に規定する」を「第13条第1号アに掲げる」に改め、同号カ中「第13条第1号に規定する」を「第13条第1号アに掲げる」に、「同号」を「同号ア」に改め、同号キ中「第13条第1号に規定する」を「第13条第1号アに掲げる」に改め、同条第2号中「第13条第2号に規定する開発行為 次に」を「第13条第1号イに掲げる開発行為 次に」に改め、同号イ中「第7条第1号又は第3号の建築物にあっては」を「第7条第1号又は第3号に掲げる建築物にあっては」に、「他に条例第7条第1号又は第3号の」を「他に同条第1号又は第3号に掲げる」に改め、同号ウ中「第7条第2号又は第3号の」を「第7条第2号又は第3号に掲げる」に改め、同号エ中「第13条第2号に規定する」を「第13条第1号イに掲げる」に改め、同条第3号中「第13条第3号に規定する」を「第13条第1号ウに掲げる」に改め、同号エ中「第7条第1号又は第3号の建築物である」を「第7条第1号又は第3号に掲げる建築物である」に、「第7条第1号又は第3号の建築物を」を「同条第1号又は第3号に掲げる建築物を」に改め、同号サ中「第7条第2号又は第3号の」を「第7条第2号又は第3号に掲げる」に改め、同条第4号中「第13条第4号に規定する」を「第13条第1号エに掲げる」に改め、同号ア及びイ中「第7条第1号の」を「第7条第1号に掲げる」に改め、同条第5号中「第13条第5号に規定する」を「第13条第1号オに掲げる」に改め、同条第8号を削り、同条第7号中「第13条第7号に規定する」を「第13条第2号イに掲げる」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「第13条第6号に規定する開発行為 次に」を「第13

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

条第2号アに掲げる開発行為 次に」に改め、同号ア(イ)中「第7条第1号又は第3号の」を「第7条第1号又は第3号に掲げる」に改め、同号ア(ウ)中「前号エ」を「第5号エ」に改め、同号イ(イ)中「第13条第6号に規定する」を「第13条第2号アに掲げる」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 条例第13条第1号カに掲げる開発行為 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 第3号ウ及びエ並びに前号エに掲げる要件

イ 建築物の用途が、建築基準法別表第2(に)項第2号、第3号若しくは第4号、(ほ)項第2号若しくは第3号、(へ)項第3号又は(り)項第2号若しくは第3号に掲げる用途その他これらに類する用途でないこと。

別記第2号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

別記第7号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とし、注7を注6とする。

別記第8号様式中「㊟」を削る。

別記第9号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 次に掲げる図書を添えてください（原則として申請の日前3月以内に作成されたものとしてください。）。

- 1 方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示した付近の平面図（縮尺2,500分の1以上）
- 2 敷地の境界及び建築物又は特定工作物の位置を明示した敷地の現況図（縮尺500分の1以上）
- 3 建築物又は特定工作物の平面図（縮尺200分の1以上）
- 4 建築物の新築又は改築についての申請のときは、建築物の断面図（縮尺200分の1以上）

別記第9号様式の2中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

別記第10号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で権利を有しているときは、1欄は、記入する必要はありません。

別記第11号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 次に掲げる図書を添えてください。

- 1 敷地の現況図及び付近の見取図
- 2 開発区域の造成計画の平面図
- 3 建築物又は特定工作物の配置図、各階平面図及び2面以上の立面図
- 4 建築物又は特定工作物を建築し、又は建設しようとする敷地の全体写真（予定建築物の敷地を朱で囲んでくださ

<p>い。)</p> <p>5 1から4までに掲げる図書のほか、必要な図書 別記第12号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。</p> <p>注 次に掲げる図書を添えてください（原則として申請の日前3月以内に作成されたものとしてください。）。</p> <p>1 方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示した付近の平面図（縮尺2,500分の1以上）</p> <p>2 敷地の境界及び建築物の位置を明示した敷地の現況図（縮尺500分の1以上）</p> <p>3 建築物の平面図（縮尺200分の1以上）</p> <p>4 建築物の高さについての申請のときは、建築物の断面図（縮尺200分の1以上）</p> <p>別記第14号様式中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。</p> <p>別記第15号様式から別記第17号様式までの規定中「㊟」を削る。</p> <p>別記第18号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。</p> <p>注 現在の状況（住所、営業、場所、面積等）、建築を必要とする理由、市街化区域において建築が困難又は著しく不相当であるとする理由、建築を計画している場所の状況（環境等）等を記入してください。</p> <p>別記第19号様式中 「申請者 住所 氏名 ㊟」 を 「申請者 住所 氏名 」 に改める。</p> <p>別記第22号様式中 「閲覧承 認印 」 を 「閲覧承 認欄 」 に、 「返納確 認印 」 を 「返納確 認欄 」 に改める。</p> <p>別記第23号様式中「㊟」を削る。 別記第25号様式裏面中「市長」を「市町村長」に改める。</p>
---

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。